

届出を必要とする改正事項等について

看護小規模多機能型居宅介護

令和6年度介護報酬改定により改正された事項のうち、本市に新たに届出を必要とする改正事項につきまして、次のとおりまとめましたので、今後の参考としてください。

目次

- 第1 運営基準に関する改正事項
 - 1 身体的拘束等の適正化のための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
 - 2 利用者の安全等方策検討委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ
- 第2 算定基準に関する改正事項
 - 1 減算の新設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ページ
 - (1) 高齢者虐待防止措置未実施減算
 - (2) 業務継続計画未策定減算
 - (3) 身体拘束廃止未実施減算
 - 2 加算の新設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ページ
 - (1) 専門管理加算
 - (2) 生産性向上推進体制加算
 - 3 現行の減算・加算の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ページ
 - (1) サービス提供回数過少減算
 - (2) 認知症加算
 - (3) 緊急時対応加算（旧称：緊急時訪問看護加算）
 - (4) 総合マネジメント体制強化加算
 - (5) 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 本文中において使用する略称

| | |
|-----------------|--|
| 「指定地域密着型サービス基準」 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号） |
| 「厚生労働大臣が定める基準」 | 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号） |
| 「留意事項通知」 | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号） |

第1 運営基準に関する改正事項

1 身体的拘束等の適正化のための措置

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、看護小規模多機能型居宅介護サービスについても、身体拘束等適正化検討委員会の開催などの措置を講じることが義務付けられました。

| 改正前 | 改正後 (令和6年4月1日～令和7年3月31日) | 改正後 (令和7年4月1日～) |
|---|---|--|
| <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第177条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>【新設】</p> <p>(7)～(11) (略)</p> | <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第177条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じよう努めなければならない。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ハ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(8)～(12) (略)</p> | <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第177条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ハ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(8)～(12) (略)</p> |

この改正部分については、1年間の経過措置が設けられています。そのため、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、これらの措置を講ずることは努力義務とされています。

経過措置期間の満了後（令和7年4月1日以降）は、3月に1回以上の頻度での委員会の開催等、指針の整備、定期的（年2回+新規採用時）な研修の実施が必要となりますので、それまでの1年間で、これらの措置が適切にとれるよう前もって準備するようにしてください。

なお、届出を要する事項ではありませんが、各事業所の進捗状況の確認のため、これらの措置をとる準備が完了したときは、チェックシート（後日、本市ホームページへの掲載及びメールによるお知らせをする予定です。）にチェックを入れて本市に提出するようお願いいたします。

提出期限：令和7年3月31日まで

2 利用者の安全等方策検討委員会

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場に置ける課題を抽出し、分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の設置が義務付けられました。

| 改正前 | 改正後 (令和6年4月1日～令和9年3月31日) | 改正後 (令和9年4月1日～) |
|---|---|--|
| <p>(準用)</p> <p>第182条 第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38から第3条の39まで、第28条、第30条、第33条、第34条、第68条から第71条まで、第74条から第76条まで、第78条、第79条、第81条から第84条まで及び第86条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。(略)</p> <p>【新設】</p> | <p>(準用)</p> <p>第182条 第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38から第3条の39まで、第28条、第30条、第33条、第34条、第68条から第71条まで、第74条から第76条まで、第78条、第79条、第81条から第84条まで、第86条及び第86条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。(略)</p> <p>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</p> <p>第86条の2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するよう努めなければならない。</p> | <p>(準用)</p> <p>第182条 第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38から第3条の39まで、第28条、第30条、第33条、第34条、第68条から第71条まで、第74条から第76条まで、第78条、第79条、第81条から第84条まで、第86条及び第86条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。(略)</p> <p>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</p> <p>第86条の2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければ</p> |

この改正部分については、3年間の経過措置が設けられています。そのため、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間は、委員会の設置は努力義務とされています。

経過措置期間の満了後(令和9年4月1日以降)は、定期的な委員会の開催が必要となりますので、委員会の構成員や開催時期、事業所における課題の抽出・分析の方法などを前もって検討してください。

なお、届出を要する事項ではありませんが、各事業所の進捗状況の確認のため、委員会を設置されたときは、チェックシート(後日、本市ホームページへの掲載及びメールによるお知らせをする予定です。)にチェックを入れて本市に提出するようお願いいたします。

提出期限：次の①又は②のうちいずれか早い日

①令和9年3月31日

②委員会設置の日の1月後の日

第2 算定基準に関する改正事項

1 減算の新設

(1) 高齢者虐待防止措置未実施減算

| |
|---|
| <p>8 看護小規模多機能型居宅介護費</p> <p>注5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> |
| <p>【参考】</p> <p>※1 厚生労働大臣が定める基準 第74号の3（高齢者虐待防止措置未実施減算の基準） 指定地域密着型サービス基準第182条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の38の2に規定する基準（※2）に適合していること。</p> <p>※2 指定地域密着型サービス基準 （虐待の防止） 第3条の38の2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> |

(2) 業務継続計画未策定減算

| |
|---|
| <p>8 看護小規模多機能型居宅介護費</p> <p>注6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> |
| <p>【参考】</p> <p>※1 厚生労働大臣が定める基準 第74号の4（業務継続計画未策定減算の基準） 指定地域密着型サービス基準第182条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の30の2第1項に規定する基準（※2）に適合していること。</p> <p>※2 指定地域密着型サービス基準 （業務継続計画の策定等） 第3条の30の2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> |

これらの減算に係る「高齢者虐待防止措置の実施」及び「業務継続計画の策定」は、令和3年度介護報酬改定により設けられたもので、3年間の経過措置（努力義務）を経て、令和6年4月1日から義務化されます。

これに伴い、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）に新たに「高齢者虐待防止措置実施の有無」欄及び「業務継続計画策定の有無」欄が追加されますので、それぞれ「1：減算型」、「2：基準型」のいずれかを選択した上で、必ず本市に届け出てください。

※ この届出がない場合は、令和6年4月1日以降「1：減算型」とみなされます。

必要書類

- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- ・改善計画書 ※高齢者虐待防止措置未実施減算適用時のみ必要

届出期限：減算が適用される事実が生じたときから10日以内

(3) 身体拘束廃止未実施減算

8 看護小規模多機能型居宅介護費

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

【参考】

※1 厚生労働大臣が定める基準

第74号の2（身体拘束廃止未実施減算の基準）

指定地域密着型サービス基準第177条第6号及び第7号に規定する基準（※2）に適合していること。

※2 指定地域密着型サービス基準

（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第177条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ハ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8)～(12) (略)

上記第1の1に記載のとおり「身体的拘束等の適正化のための措置の実施」が1年間の経過措置を経て令和7年4月1日から義務化されます。

これに伴い、令和7年4月1日以降に当該措置が実施されていない場合には、この減算が適用されますので、該当する場合は本市に届け出てください。

必要書類

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ・改善計画書

届出期限：減算が適用される事実が生じたときから10日以内

2 加算の新設

(1) 専門管理加算

8 複合型サービス費

カ 専門管理加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修（以下「特定行為研修」という。）を修了した看護師が、指定看護小規模多機能型居宅介護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、1月に1回に限り、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数のいずれかを所定単位数に加算する。

イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合（悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を越える褥瘡の状態にある利用者（重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる利用者（在宅での療養を行っているものに限る。）にあつては真皮までの状態の利用者）又は人工肛門若しくは人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者に行った場合に限る。） 250単位

ロ 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合（医科診療報酬点数表の区分番号C007の注3に規定する手順書加算を算定する利用者に対して行った場合に限る。） 250単位

【参考】

※ 厚生労働大臣が定める基準

第76号の2（専門管理加算の基準）

次のいずれかに該当するものであること。

イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されていること。

ロ 保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において、同項第1号に規定する特定行為のうち訪問看護において専門の管理を必要とするものに係る研修を修了した看護師が配置されていること。

留意事項通知

9 複合型サービス費

(25) 総合マネジメント体制強化加算について

① 専門管理加算のイは、悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を越える褥瘡の状態にある利用者（重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる利用者（在宅での療養を行っているものに限る。）にあつては真皮まで状態の利用者）、人工肛門若しくは人工膀胱周囲の皮膚にびらん等の皮膚障害が継続若しくは反復して生じている状態にある利用者又は人工肛門若しくは人工膀胱のその他の合併症を有する利用者に対して、それらの者の主治の医師から交付を受けた訪問看護指示の文書に基づき、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に配置されている次のいずれかの研修を受けた看護師が、定期的（1月に1回以上）に指定看護小規模多機能型居宅介護を行うとともに、当該利用者に係る指定看護小規模多機能型居宅介護の実施に関する計画的な管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

a 緩和ケアに係る専門の研修

(a) 国又は医療関係団体等が主催する研修であること。（600時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの）

(b) 緩和ケアのための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

(c) 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。

(i) ホスピスケア・疼痛緩和ケア総論及び制度等の概要

(ii) 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群のプロセスとその治療

(iii) 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群患者の心理過程

(iv) 緩和ケアのためのアセスメント並びに症状緩和のための支援方法

(v) セルフケアへの支援及び家族支援の方法

(vi) ホスピス及び疼痛緩和のための組織的取組とチームアプローチ

- (vii) ホスピスケア・緩和ケアにおけるリーダーシップとストレスマネジメント
- (viii) コンサルテーション方法
- (ix) ケアの質を保つためのデータ収集・分析等について
- (x) 実習により、事例に基づくアセスメントとホスピスケア・緩和ケアの実践

b 褥瘡ケアに係る専門の研修

- (a) 国又は医療関係団体等が主催する研修であって、必要な褥瘡等の創傷ケア知識・技術が習得できる600時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの
- (b) 講義及び演習等により、褥瘡予防管理のためのリスクアセスメント並びにケアに関する知識・技術の習得、コンサルテーション方法、質保証の方法等を具体例に基づいて実施する研修

c 人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修

- (a) 国又は医療関係団体等が主催する研修であって、必要な人工肛門及び人工膀胱のケアに関する知識・技術が習得できる600時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの
- (b) 講義及び演習等により、人工肛門及び人工膀胱管理のための皮膚障害に関するアセスメント並びにケアに関する知識・技術の習得、コンサルテーション方法、質保証の方法等を具体例に基づいて実施する研修

② 専門管理加算のロは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第1号に規定する特定行為に係る同項第2号に規定する手順書（以下「手順書」という。）の交付対象となった利用者（医科診療報酬点数表の区分番号C007に掲げる訪問看護指示料の注3を算定する利用者に限る。）に対して、それらの者の主治の医師から交付を受けた訪問看護指示の文書及び手順書に基づき、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に配置されている、同項第5号に規定する指定研修機関において行われる同項第1号に規定する特定行為のうち指定看護小規模多機能型居宅介護において専門の管理を必要とする次の行為に係る研修を修了した看護師が、定期的（1月に1回以上）に指定看護小規模多機能型居宅介護を行うとともに、当該利用者に係る指定看護小規模多機能型居宅介護の実施に関する計画的な管理を行った場合に、月1回に限り算定する。なお、手順書について、主治の医師と共に、利用者の状態に応じて手順書の妥当性を検討すること。

- a 気管カニューレの交換
- b 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
- c 膀胱ろうカテーテルの交換
- d 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- e 創傷に対する陰圧閉鎖療法
- f 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- g 脱水症状に対する輸液による補正

必要書類

- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- ・添付書類（研修修了証の写し、勤務シフト表）

届出期限：算定月の前月の15日まで

※例外的に、令和6年4月から算定を開始する場合のみ令和6年4月15日まで

(2) 生産性向上推進体制加算

8 複合型サービス費

ム 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100単位
- (2) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位

※ 厚生労働大臣が定める基準

第79号の2において準用する第37号の3（生産性向上推進体制加算の基準）

イ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
 - (一) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保
 - (二) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
 - (三) 介護機器の定期的な点検
 - (四) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修
- (2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。
- (3) 介護機器を複数種類活用していること。
- (4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及び質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。
- (5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。

ロ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ(1)に適合していること。
- (2) 介護機器を活用していること。
- (3) 事業年度ごとに(2)及びイ(1)の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。

詳しい内容については、別添「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」をご参照ください。

必要書類

- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- ・ 生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙28）

届出期限：算定月の前月の15日まで

※例外的に、令和6年4月から算定を開始する場合のみ令和6年4月15日まで

3 現行の減算・加算の見直し

(1) サービス提供回数過少減算

介護度によらず利用者ごとの利用頻度が幅広く、利用料や「通い・泊まり・訪問（看護・介護）」の各サービスの利用ニーズの有無等を理由に新規利用に至らないことがあることを踏まえ、特定の登録者へのサービス提供回数が過少な場合は、当該登録者に係る基本報酬が減算されることとなりました。

| 改正前 | ⇒ | 改正後 |
|--|---|---|
| <p>注4 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、<u>登録者</u>（短期利用居宅介護費を算定する者を除く。）1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。</p> | ⇒ | <p>注7 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、<u>週平均1回に満たない場合、又は登録者</u>（短期利用居宅介護費を算定する者を除く。）1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。</p> |
| <p>留意事項通知</p> <p>9 複合型サービス費</p> <p>(6) サービス提供が過少である場合の減算について</p> <p>① 「週平均」は、当該登録者において暦月ごとに以下のイからハまでの方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数で除したものに、7を乗ずることによって算定するものとする。</p> <p>イ 通いサービス 1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合にあつては、複数回の算定を可能とする。</p> <p>ロ 訪問サービス 1回の訪問を1回のサービス提供として算定すること。なお、看護小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。また、訪問サービスには訪問看護サービスも含まれるものである。</p> <p>ハ 宿泊サービス 宿泊サービスについては、1泊を1回として算定すること。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを1回とし、計2回として算定すること。</p> <p>② 「登録者1人当たり平均回数」は、当該事業所において暦月ごとに①イからハまでの方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、7を乗ずることによって算定するものとする。</p> | | |

令和6年4月1日以降は、当該登録者に対するサービス提供回数が週平均1回未満となる場合にも減算が適用されますので、これに該当する場合は速やかに本市に届け出てください。

必要書類

- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）

届出期限：減算が適用される事実が生じたときから10日以内

(2) 認知症加算

認知症対応力の更なる強化を図る観点から、認知症加算について、認知症ケアに関する専門的研修修了者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価する新たな区分が設けられました。

| 改正前 | | 改正後 |
|---|---|---|
| <p>【新設】</p> | ⇒ | <p><u>認知症加算 (I)</u> <u>920単位</u></p> <p>(1) <u>日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する登録者に対して専門的な認知症ケアを行った場合に算定する。</u></p> <p>(2) <u>次の基準に適合するものとして届け出ていること。</u></p> <p>ア <u>認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下この号において「対象者」という。）の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</u></p> <p>イ <u>当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。</u></p> <p>ウ <u>認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</u></p> <p>エ <u>当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または実施を予定していること。</u></p> |
| <p>【新設】</p> | ⇒ | <p><u>認知症加算 (II)</u> <u>890単位</u></p> <p>(1) <u>日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する登録者に対して専門的な認知症ケアを行った場合に算定する。</u></p> <p>(2) <u>次の基準に適合するものとして届け出ていること。</u></p> <p><u>認知症加算 (I) の(2)のア及びイに該当すること。</u></p> |
| <p><u>認知症加算 (I)</u> <u>800単位</u></p> <p>日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する登録者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定する。</p> | ⇒ | <p><u>認知症加算 (III)</u> <u>760単位</u></p> <p>日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する登録者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定する。</p> |
| <p><u>認知症加算 (II)</u> <u>500単位</u></p> <p>要介護状態区分が要介護2であって、かつ、日常生活自立度のランクⅡに該当する登録者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定する。</p> | ⇒ | <p><u>認知症加算 (IV)</u> <u>460単位</u></p> <p>要介護状態区分が要介護2であって、かつ、日常生活自立度のランクⅡに該当する登録者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定する。</p> |

この改正に伴い、従来の区分 (I) は改正後の区分 (III) に、従来の区分 (II) は改正後の区分 (IV) に移行されました。この区分に関しては、従来どおり本市に届け出ることなく、要件を満たす登録者について算定することができます。

しかし、追加された新しい区分 (I)、(II) を算定する場合には、事前に本市に届け出ることが必要となりますので、失念されないようご注意ください。

必要書類

- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- ・認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る届出書（別紙4-4）
- ・添付書類（研修修了証の写し、職員ごとの研修計画表）

届出期限：算定月の前月の15日まで

※例外的に、令和6年4月から算定を開始する場合のみ令和6年4月15日まで

(3) 緊急時対応加算（旧称：緊急時訪問看護加算）

従来は、24時間の連絡体制を保持し、緊急時対応として訪問看護サービスを行える体制を整えていることが評価されるものでしたが、この度の改正により、これに加え、緊急時の宿泊サービスを提供できる体制を整えていることが必要とされました。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>ヲ <u>緊急時訪問看護加算</u> <u>574単位</u></p> <p>注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問_____を必要に依じて行う体制にある場合（_____訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、1月につき所定単位数を加算する。</p> | <p>ヲ <u>緊急時対応加算</u> <u>774単位</u></p> <p>注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問<u>及び計画的に宿泊することとなっていない緊急時における宿泊</u>を必要に依じて行う体制にある場合（<u>訪問については、訪問看護</u>サービスを行う場合に限る。）には、1月につき所定単位数を加算する。</p> |
| ⇒ | |
| <p>留意事項通知</p> <p>9 複合型サービス費</p> <p>(25) 緊急時対応加算について</p> <p>① 緊急時対応加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護サービス及び宿泊サービスを受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問及び計画的に宿泊することとなっていない緊急時における宿泊を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算する。</p> <p>② 緊急時対応加算については、介護保険の給付対象となる訪問看護サービス又は宿泊サービスを行った日の属する月の所定単位数に加算するものとする。なお当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した場合の当該訪問看護における緊急時訪問看護加算、同月に看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該看護小規模多機能型居宅介護における緊急時対応加算及び同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における24時間対応体制加算は算定できないこと。</p> <p>③ 緊急時対応加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。このため、緊急時対応加算に係る訪問看護サービス又は宿泊サービスを受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護又は緊急時対応加算に係る宿泊を受けていないか確認すること。</p> <p>④ 緊急時対応加算の届出は利用者や居宅介護支援事業所が看護小規模多機能型居宅介護事業所を選定する上で必要な情報として届け出させること。なお、緊急時対応加算の算定に当たっては、第1の1の(5)によらず、届出を受理した日から算定するものとする。</p> | |

この改正により、令和6年4月1日以降は、緊急時における宿泊にも対応できることが必要になりますので、従来の緊急時訪問看護加算を算定されていた事業所におかれましても、要件を満たしているか今一度ご確認ください。

必要書類

- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- ・緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙16）
- ・添付書類（説明書・同意書等の書式）

届出期限：算定開始日（届出を受理した日から算定可能）

(4) 総合マネジメント体制強化加算

地域包括ケアシステムの担い手として、より地域に開かれた拠点となり、認知症対応を含む様々な機能を発揮することにより、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進する観点から、総合マネジメント加算について、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価する新たな区分が設けられました。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>【新設】</p> | <p><u>総合マネジメント体制強化加算 (I)</u> <u>1200単位</u></p> <p>(1) <u>利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。</u></p> <p>(2) <u>地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供することのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。</u></p> <p>(3) <u>利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。</u></p> <p>(4) <u>日常的に利用者に関りのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。</u></p> <p>(5) <u>必要に応じて、多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービス（介護給付費等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</u></p> <p>(6) <u>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ウ <u>地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">エ <u>市町村が実施する法第115条の4第1項第2号に掲げる事業や同条第2項第4号に掲げる事業等に参加していること。</u></p> |
| <p><u>総合マネジメント体制強化加算</u> <u>1000単位</u></p> <p>(1) <u>利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。</u></p> <p>(2) <u>地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供することのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。</u></p> | <p><u>総合マネジメント体制強化加算 (II)</u> <u>800単位</u></p> <p>(1) <u>利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。</u></p> <p>(2) <u>地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供することのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。</u></p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>(3) 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。</p> | | <p>(3) 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。</p> |
| <p>留意事項通知</p> <p>9 複合型サービス費</p> <p>(30) 総合マネジメント体制強化加算について</p> <p>① 総合マネジメント体制強化加算は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、登録者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、「通い・訪問・宿泊」を柔軟に組み合わせて提供するために、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に行う調整や情報共有等の取組、また、看護小規模多機能型居宅介護が、地域包括ケアの担い手として、地域に開かれたサービスとなるよう、サービスの質の向上を図りつつ、認知症対応を含む様々な機能を発揮し、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進するため、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価するものである。</p> <p>② 大臣基準告示第79号イ(1)及び(3)から(6)までについては、小規模多機能型居宅介護と同様であるので、5(15)②を準用する。なお、大臣基準告示第79号イに規定する「その他の関係者」とは、保健師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。</p> <p>③ 大臣基準告示第79号イ(2)については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、2(14)②イを準用する。なお、大臣基準告示第79号イ(2)に規定する「その他の関係施設」とは、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービス事業所又は居宅介護支援事業所をいう。また、「具体的な内容に関する情報提供」とは、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が受け入れ可能な利用者の状態及び提供可能な看護サービス（例えば人工呼吸器を装着した利用者の管理）等に関する情報提供をいう。</p> | | |

この改正により、従来の総合マネジメント体制強化加算は、改正後の区分(Ⅱ)に移行され、新しい区分(Ⅰ)が設けられています。

これに伴い、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)の「総合マネジメント体制強化加算」欄が「1:なし」・「2:あり」から「1:なし」・「3:加算Ⅰ」・「2:加算Ⅱ」に変更されます。

既存届出が「2:あり」で、新たな届出がなかった場合は、自動的に令和6年4月1日以降は「2:加算Ⅱ」を算定するものとみなされます。よって、「3:加算Ⅰ」を算定するには、新たな届出が必要となる点にご注意ください。

| |
|--|
| <p>必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1) ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ・ 総合マネジメント体制強化加算に係る届出書(別紙4-2) <p>届出期限: 算定月の前月の15日まで</p> <p style="text-align: center;">※例外的に、令和6年4月から算定を開始する場合のみ令和6年4月15日まで</p> |
|--|

(5) 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員等の確保に向けて、処遇改善のための措置を多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、既存のこれら3種の加算が一本化され、次のとおり4つの区分に改められました。

| 改正前 | | ⇒ | 改正後 | |
|------------------|----------------|---|----------------|----------------|
| 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | 1000分の102相当単位数 | | 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) | 1000分の149相当単位数 |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) | 1000分の74相当単位数 | | 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) | 1000分の146相当単位数 |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) | 1000分の41相当単位数 | | 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) | 1000分の134相当単位数 |
| 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) | 1000分の15相当単位数 | | 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) | 1000分の106相当単位数 |
| 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) | 1000分の12相当単位数 | | | |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 1000分の17相当単位数 | | | |

次の2つの表は、改正後の加算区分と単位数、対応する改正前の加算区分（経過措置分にあつては、令和6年5月31日時点において取得している加算）、改正後の加算算定要件をまとめたものです。

取得する区分の選択にあたって、参考にしてください。

早読表

| 新加算の区分 | 相当する単位数 | 対応する旧加算の区分 | | | 算定要件（下記参照） | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------|------------|------|------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| | | 処遇加算 | 特定加算 | ベア加算 | (1) | | | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | | | (8) | (9) | (10) | |
| | | | | | 本文 | (一) | (二) | | | | | | (一) | (三) | (五) | | | | (二) |
| (Ⅰ) | 149/1000 | (Ⅰ) | (Ⅰ) | 有 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅱ) | 146/1000 | (Ⅰ) | (Ⅱ) | 有 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅲ) | 134/1000 | (Ⅰ) | 無 | 有 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| (Ⅳ) | 106/1000 | (Ⅱ) | 無 | 有 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |

早読表（令和6年6月1日から令和7年3月31日までの経過措置）

| 新加算の区分 | 相当する単位数 | 5/31時点での取得加算 | | | 算定要件（下記参照） | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------|--------------|------|------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| | | 処遇加算 | 特定加算 | ベア加算 | (1) | | | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | | | (8) | (9) | (10) | |
| | | | | | 本文 | (一) | (二) | | | | | | (一) | (三) | (五) | | | | (二) |
| (Ⅴ)1 | 132/1000 | (Ⅰ) | (Ⅰ) | 無 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)2 | 121/1000 | (Ⅱ) | (Ⅰ) | 有 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)3 | 129/1000 | (Ⅰ) | (Ⅱ) | 無 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)4 | 118/1000 | (Ⅱ) | (Ⅱ) | 有 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)5 | 104/1000 | (Ⅱ) | (Ⅰ) | 無 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)6 | 101/1000 | (Ⅱ) | (Ⅱ) | 無 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)7 | 88/1000 | (Ⅲ) | (Ⅰ) | 有 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)8 | 117/1000 | (Ⅰ) | 無 | 無 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)9 | 85/1000 | (Ⅲ) | (Ⅱ) | 有 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)10 | 71/1000 | (Ⅲ) | (Ⅰ) | 無 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)11 | 89/1000 | (Ⅱ) | 無 | 無 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)12 | 68/1000 | (Ⅲ) | (Ⅱ) | 無 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)13 | 73/1000 | (Ⅲ) | 無 | 有 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)14 | 56/1000 | (Ⅲ) | 無 | 無 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

算 定 要 件

- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
 - (一) 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって支払われる手当てに充てるものであること。
 - (二) 当該事業所において、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
- (2) 当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。
- (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。
- (4) 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。
 - (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
 - (六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。
- (9) (8)の処遇改善の内容について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- (10) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。

この加算に関する届出については、別紙「令和6年度介護職員等処遇改善加算の届出について」により詳細をお知らせします。